

○東北大学大学院農学研究科規程（案）

昭和30年1月1日

制定

改正 昭和33年6月16日

昭和34年3月20日

昭和35年3月14日

昭和37年5月14日規第55号

昭和38年4月10日規第29号

昭和39年3月16日規第10号

昭和40年3月15日規第19号

昭和42年2月16日規第6号

昭和43年2月19日規第15号

昭和44年2月6日規第11号

昭和47年2月2日規第2号

昭和48年2月19日規第12号

昭和49年2月4日規第8号

昭和50年4月1日規第30号

昭和51年1月8日規第2号

昭和52年5月18日規第33号

昭和52年6月28日規第36号

昭和52年12月20日規第54号

昭和54年1月6日規第1号

昭和61年2月5日規第5号

昭和62年7月2日規第54号

昭和63年11月22日規第71号

平成元年3月16日規第15号

平成元年11月27日規第63号

平成2年9月10日規第34号

平成5年1月26日規第2号

平成5年3月29日規第16号

平成6年4月1日規第48号

平成7年3月17日規第25号

平成8年4月1日規第50号

平成9年3月14日規第13号

平成10年3月11日規第7号

平成11年3月15日規第17号

平成13年3月26日規第42号

平成15年4月1日規第80号
平成15年5月14日規第93号
平成16年4月1日規第230号
平成17年4月1日規第130号
平成17年12月27日規第186号
平成18年3月7日規第20号
平成19年3月13日規第26号
平成20年3月11日規第31号
平成23年3月8日規第18号
平成27年3月23日規第18号
平成29年3月28日規第18号
令和3年3月30日規第50号
令和 年 月 日規第 号

東北大学大学院農学研究科規程（昭和29年5月8日制定）の全部を次のように改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 入学、進学、再入学、編入学、転科、転入学及び転専攻（第3条—第6条の2）
- 第3章 教育方法等（第7条—第12条）
- 第4章 他の大学院等における修学及び留学（第13条—第17条）
- 第5章 課程修了（第18条—第25条）
- 第6章 科目等履修生（第26条—第32条）
- 第7章 特別聴講学生及び特別研究学生（第33条—第35条）

附則

第1章 総則

第1条 東北大学大学院農学研究科（以下「本研究科」という。）における入学、教育方法、課程修了等については、東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定。以下「通則」という。）及び東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）に定めるところのほか、この規程による。ただし、農学研究科長（以下「本研究科長」という。）は、この規程にかかわらず、必要に応じ、農学研究科委員会（以下「本研究科委員会」という。）の議を経て、特例を定めることができる。

第1条の2 本研究科は、食料、健康及び環境に関する高度な専門的知識及び学識を備え、バイオサイエンス、バイオテクノロジー等の先端技術を活用し、農林水産業及び食品産業の発展並びに新しい生物産業の創成を国際的視野から先導的に推進することができる人材を養成することを目的とする。

第2条 本研究科に次の専攻を置く。

生物生産科学専攻

農芸化学専攻

第2章 入学、進学、再入学、編入学、転科、転入学及び転専攻

第3条 通則第11条又は第15条の規定により入学又は編入学を志願した者に対する選考は、学力試験及び面接試験によって行う。

第4条 通則第14条の規定により進学を志願した者並びに通則第16条第1項及び第2項の規定により転科、転入学及び転専攻を志願した者に対する選考の方法は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

第5条 通則第13条の規定により再入学を願い出た者があるときは、同一専攻への再入学に限り、選考の上、許可することがある。

2 前項の選考方法は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長がその都度定める。

第6条 入学又は編入学を許可された者が、本研究科に入学し、又は編入学する前に次の各号に掲げる教育課程において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、教育上有益と認めるときは、本研究科において修得した単位とみなすことがある。

一 東北大学大学院又は他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）

二 外国の大学の大学院又はこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）

三 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するもの又は通則第15条第5号に規定する国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）

2 前項の規定により本研究科の前期2年の課程（以下「前期課程」という。）において修得したものとみなすことができる単位数は15単位までとし、同項及び第16条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

3 第1項の規定により本研究科の後期3年の課程（以下「後期課程」という。）において修得したものとみなすことができる単位数は、2単位とする。

第6条の2 再入学、転科、転入学又は転専攻を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間の認定は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長がその都度定める。

第3章 教育方法等

第7条 本研究科の前期課程及び後期課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 授業科目の区分は、基盤科目、総合基礎科目、先端農学実践科目、学術実践活動科目、専門科目及び研修科目とする。

3 本研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

4 授業科目は、講義、演習、実験又は実習により行う。

5 履修上必要があると本研究科長が認めたときは、本研究科委員会の議を経て、実験又は研究をもって、その講義の全部又は一部に代えることができる。

第8条 前期課程においては、教育上特別の必要があると本研究科において認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことがある。

第9条 本研究科長は、学生の履修及び研究を指導するために、本研究科委員会の議を経て、学生

ごとに指導教員を定める。

第10条 学生は、指導教員の指示に従って履修するものとする。

第10条の2 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が許可することがある。

2 前項の規定により計画的な履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が、当該在学期間について短縮することを願い出たときは、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が許可することがある。

3 前二項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

第10条の3 学生は、本研究科長の許可を得て、前期課程にあつては所属する専攻以外の専攻、他の研究科の前期課程又は学部の授業科目を、後期課程にあつては前期課程、他の研究科又は学部の授業科目を履修することができる。この場合には、その研究科又は学部の所定の手続によらなければならない。

2 前項の規定により履修した授業科目で、専門科目として第18条第1項本文、第19条本文、第22条本文及び第23条本文の合計単位数に含めることのできるもの並びにその単位数は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が定める。

3 他の研究科の学生が、本研究科の授業科目の履修を願い出たときは、許可することがある。

第11条 授業科目の履修の認定は、試験による。試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、試験を行うことなく平常の成績又はレポート等によることがある。

2 試験は、学期末又は学年末において授業担当教員が行う。ただし、授業担当教員が退職し、又は事故があるときは、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が定めた他の教員が行う。

3 試験を受けようとする者は、所定の期日までに、本研究科長に届け出なければならない。

4 試験を受けることのできる授業科目は、授業を受けた授業科目に限る。

5 本研究科委員会の議を経て、本研究科長が特に必要があると認めたときは、追試験を行うことがある。

第12条 履修授業科目の成績の表示は、AA、A、B、C、Dとし、AA、A、B、Cを合格とする。成績は、公表しない。

第4章 他の大学院等における修学及び留学

第13条 学生は、本研究科長の許可を得て、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める他の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

第14条 学生は、本研究科長の許可を得て、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める他の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導の一部を受けることができる。この場合において、前期課程の

学生が当該研究指導を受けることができる期間は、1年を超えないものとする。

第15条 学生が外国の大学院等において修学することが教育上有益であると本研究科委員会の議を経て、本研究科長が認めるときは、あらかじめ、当該外国の大学院等と協議の上、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると本研究科委員会の議を経て、本研究科長が認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。

3 留学の期間は、在学年数に算入する。

4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

第16条 第13条の規定により履修した授業科目について修得した単位、第14条の規定により受けた研究指導及び前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が定めるところにより、本研究科において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。

2 前項の規定により、本研究科の前期課程において修得したものとみなすことができる単位数は15単位までとし、第6条第1項及び前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

3 第1項の規定により、本研究科の後期課程において修得したものとみなすことができる単位数は、15単位までとする。

第17条 この章に規定するもののほか、他の大学院等における修学、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の我が国における履修、外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における修学、外国の大学院等への留学及び休学中の外国の大学院等における修学に関し必要な事項は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

第5章 課程修了

第18条 修士論文は、前期課程に1年以上在学し、基盤科目、総合基礎科目、先端農学実践科目及び学術実践活動科目並びに所属専攻の専門科目を合わせて16単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。ただし、指導教員の承認を得た場合には、在学期間が1年に満たなくても修士論文を提出することができる。

2 前項の修士論文は、所定の期日までに本研究科長に提出しなければならない。所定の期日までに提出しないときは、その学期内に審査を行わない。

第19条 博士論文は、後期課程に2年以上在学し、基盤科目、総合基礎科目、先端農学実践科目、学術実践活動科目、専門科目及び研修科目を合わせて9単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。ただし、指導教員の承認を得た場合には、在学期間が2年に満たなくても博士論文を提出することができる。

第20条 最終試験は、前期課程又は後期課程を修了するのに必要な単位の全部を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて修士論文又は博士論文を提出した者に対して行う。

2 最終試験は、審査した学位論文及びこれに関連のある専攻分野について、口頭試問によって行う。

第21条 その年の3月又は9月に前期課程を修了すべき者で修了できなかったものに対して、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が特に必要があると認めた場合は、学位論文の追審査及び最終試験の追試験を行うことがある。

2 前項の追審査及び追試験は、第18条及び第20条の規定を準用する。

3 追審査及び追試験の時期は、本研究科委員会において、その都度定める。

第22条 本研究科の前期課程を修了しようとする者は、同課程に2年以上在学し、基盤科目3単位、総合基礎科目4単位以上、先端農学実践科目及び学術実践活動科目を合わせて5単位以上、専門科目8単位以上並びに研修科目10単位の計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と本研究科委員会の議を経て、本研究科長が認めた場合には、1年以上（次条の規定により在学したものとみなされた期間を除く。）在学すれば足りるものとする。

第22条の2 前期課程においては、第6条第1項の規定により本研究科に入学する前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことがある。ただし、この場合においても、前期課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

第23条 本研究科の後期課程を修了しようとする者は、後期課程に3年以上在学し、基盤科目1単位、総合基礎科目、先端農学実践科目、学術実践活動科目及び専門科目を合わせて2単位以上並びに研修科目12単位の計15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と本研究科委員会の議を経て、本研究科長が認めた場合には、1年（2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

第24条 課程修了の認定は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が行う。

第25条 学位論文の成績の表示は、AA、A、B、C、Dとし、AA、A、B、Cを合格とする。成績は、公表しない。

2 最終試験の成績の表示は、合格、不合格とする。

第6章 科目等履修生

第26条 大学院の特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

第27条 科目等履修生として入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 前号と同等以上の学力があると認められた者

第28条 科目等履修生として入学を志願する者は、履修しようとする授業科目を記載した所定の願書に必要書類を添えて、本研究科長に提出しなければならない。

第29条 科目等履修生として入学を志願した者に対する選考方法は、本研究科委員会の議を経て、

本研究科長が別に定める。

第30条 科目等履修生の在学期間は1年とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

第31条 科目等履修生は、履修した授業科目について、所定の試験を受けて、単位を修得することができる。

第32条 科目等履修生が証明を願い出たときは、本研究科長は、単位修得証明書を交付することがある。

第7章 特別聴講学生及び特別研究学生

第33条 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本研究科の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

第34条 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本研究科において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、特別研究学生として受入れを許可することがある。

第35条 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和30年1月1日から施行する。ただし、博士課程に関する規定は、昭和30年4月1日から適用する。

附 則 (昭和33年6月16日改正)

この規程は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則 (昭和34年3月20日改正)

この規程は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則 (昭和35年3月14日改正)

1 この規程は、昭和35年4月1日から施行する。

2 昭和34年度以前に、入学、進学及び編入学した者の学科目及び単位数については、この規程にかかわらず、なお改正前の規定による。

附 則 (昭和37年5月14日規第55号改正)

1 この規程は、昭和37年5月14日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

2 昭和36年度以前に、入学、進学及び編入学した者の学科目及び単位数については、この規程にかかわらず、なお改正前の規定による。

附 則 (昭和38年4月10日規第29号改正)

この規程は、昭和38年4月1日から施行し、昭和38年度に入学した者から適用する。

附 則 (昭和39年3月16日規第10号改正)

この規程は、昭和39年4月1日から施行し、昭和39年度に進学及び編入学した者から適用す

る。

附 則（昭和40年3月15日規第19号改正）

この規程は、昭和40年4月1日から施行し、昭和40年度に入学、進学及び編入学をした者から適用する。

附 則（昭和42年2月16日規第6号改正）

この規程は、昭和42年4月1日から施行し、昭和42年度に入学、進学及び編入学をした者から適用する。

附 則（昭和43年2月19日規第15号改正）

この規程は、昭和43年4月1日から施行し、昭和43年度に入学、進学及び編入学をした者から適用する。

附 則（昭和44年2月6日規第11号改正）

この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年2月2日規第2号改正）

この規程は、昭和47年4月1日から施行し、昭和47年度に入学、進学及び編入学をした者から適用する。

附 則（昭和48年2月19日規第12号改正）

- 1 この規程は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 昭和47年度以前に入学した者の学科目及び単位数については、別表第1の改正規定にかかわらず、なお改正前の規定による。

附 則（昭和49年2月4日規第8号改正）

この規程は、昭和49年4月1日から施行し、昭和49年度に入学、進学及び編入学をした者から適用する。

附 則（昭和50年4月1日規第30号改正）

- 1 この規程は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 東北大学大学院通則の一部を改正する通則（昭和50年規第9号）附則第5項の規定により前期2年の課程又は後期3年の課程の学年となった者の既に履修した授業科目、単位、学位論文の作成等に対する指導は、それぞれ前期2年の課程又は後期3年の課程において履修したものとみなす。
- 3 その他必要な経過措置については、本研究科委員会が別に定める。

附 則（昭和51年1月8日規第2号改正）

この規程は、昭和51年1月8日から施行する。

附 則（昭和52年5月18日規第33号改正）

この規程は、昭和52年5月18日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年6月28日規第36号改正）

この規程は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則（昭和52年12月20日規第54号改正）

この規程は、昭和53年4月1日から適用し、昭和53年度に入学した者から適用する。

附 則（昭和54年1月6日規第1号改正）

この規程は、昭和54年4月1日から施行し、昭和54年度に入学した者から適用する。

附 則（昭和61年2月5日規第5号改正）

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年7月2日規第54号改正）

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年11月22日規第71号改正）

この規程は、昭和64年4月1日から施行し、昭和64年度に入学した者から適用する。

附 則（平成元年3月16日規第15号改正）

この規程は、平成元年4月1日から施行し、平成元年度に入学した者から適用する。

附 則（平成元年11月27日規第63号改正）

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成元年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成2年9月10日規第34号改正）

この規程は、平成2年9月10日から施行する。

附 則（平成5年1月26日規第2号改正）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月29日規第16号改正）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規第48号改正）

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月31日において現に聴講生として在学する者で、平成6年4月1日以降において引き続き在学するものの取扱いについては、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月17日規第25号改正）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規第50号改正）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月14日規第13号改正）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 水産学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成8年度以前に入学、進学及び編入学した者の授業科目、単位数、履修方法及び課程修了については、改正後の東北大学大学院農学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月11日規第7号改正）

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 畜産学専攻、農芸化学専攻及び食糧化学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成1

0年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 平成9年度以前に入学、進学及び編入学した者の授業科目、単位数、履修方法及び課程修了については、改正後の東北大学大学院農学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月15日規第17号改正）

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 農学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成11年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成10年度以前に入学、進学及び編入学した者の授業科目、単位数、履修方法及び課程修了については、改正後の東北大学大学院農学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月26日規第42号改正）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規第80号改正）

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の資源生物科学専攻、応用生命科学専攻、資源環境経済学専攻及び環境修復生物学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成14年度以前に入学、進学及び編入学した者の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成15年5月14日規第93号改正）

この規程は、平成15年5月14日から施行し、改正後の第6条第1項の規定は、平成15年度に編入学を許可された者から適用する。

附 則（平成16年4月1日規第230号改正）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した者の成績の表示、授業科目及び単位数については、改正後の第12条、第25条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年4月1日規第130号改正）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月27日規第186号改正）抄

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月7日規第20号改正）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月13日規第26号改正）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に前期課程に入学した者の授業科目の区分並びに論文提出及び課程修了の要

件については、改正後の第7条第2項、第18条第1項及び第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月11日規第31号改正）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月8日規第18号改正）

この規程は、平成23年3月8日から施行する。

附 則（平成27年3月23日規第18号改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規第18号改正）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に前期課程に入学した者の授業科目の区分並びに論文提出及び課程修了の要件については、改正後の第7条第2項、第18条第1項及び第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成28年度以前に後期課程に進学及び編入学した者の論文提出及び課程修了の要件については、改正後の第19条及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月30日規第50号改正）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に後期課程に進学、再入学、編入学及び転専攻した者の入学前の既修得単位の認定並びに他の大学院等における修学及び留学等については、改正後の第6条第3項及び第16条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 年 月 日規第 号改正）

- 1 この規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学、進学、再入学、編入学、転科、転入学及び転専攻した者の授業科目、修士論文及び博士論文の提出要件並びに前期課程及び後期課程の修了要件については、改正後の第2条、第7条第2項、第10条の3第2項、第18条第1項、第19条、第22条及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

変更事項を記載した書類
(東北大学大学院農学研究科規程 (案))

[変更の事由]

農学研究科の資源生物学専攻、応用生命科学専攻及び生物産業創成科学専攻を廃止し、新たに生物生産科学専攻及び農芸化学専攻を設置するため。

[変更点]

1. 農学研究科の資源生物学専攻、応用生命科学専攻及び生物産業創成科学専攻を廃止し、新たに生物生産科学専攻及び農芸化学専攻を置く。
2. 1に伴い、研究科の目的、教育課程及び修了要件を定める等、所要の改正を行う。

東北大学大学院農学研究科規程現行改正案新旧対照表（関係部分）

改正後	改正前
<p>第1条の2 本研究科は、食料、健康及び環境に関する高度な専門的知識及び学識を備え、バイオサイエンス、バイオテクノロジー等の先端技術を活用し、<u>農林水産業及び食品産業の発展並びに新しい生物産業の創成を国際的視野から先導的に推進することができる人材を養成することを目的とする。</u></p>	<p>第1条の2 本研究科は、食料、健康及び環境に関する高度な専門的知識及び学識を備え、バイオサイエンス、バイオテクノロジー等の先端技術を活用し、<u>自立的かつ理論的な農学研究を行い、並びに国際的視野から新しい生物産業の創成を先導的に推進することができる人材を養成することを目的とする。</u></p>
<p>第2条 本研究科に次の専攻を置く。 <u>生物生産科学専攻</u> <u>農芸化学専攻</u></p>	<p>第2条 本研究科に次の専攻を置く。 <u>資源生物科学専攻</u> <u>応用生命科学専攻</u> <u>生物産業創成科学専攻</u></p>
<p>第7条 本研究科の前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。</p>	<p>第7条 本研究科の前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。</p>
<p>2 授業科目の区分は、<u>基盤科目、総合基礎科目、先端農学実践科目、学術実践活動科目、専門科目及び研修科目</u>とする。</p>	<p>2 授業科目の区分は、<u>前期課程にあつては農学総合基礎科目、専門科目、関連科目及び研修科目とし、後期課程にあつては専門科目、関連科目及び研修科目</u>とする。</p>
<p>3 本研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。</p>	<p>3 本研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。</p>
<p>4 授業科目は、講義、演習、実験又は実習により行う。</p>	<p>4 授業科目は、講義、演習、実験又は実習により行う。</p>
<p>5 履修上必要があると本研究科長が認めたときは、本研究科委員会の議を経て、実験又は研究をもって、その講義の全部又は一部に代えることができる。</p>	<p>5 履修上必要があると本研究科長が認めたときは、本研究科委員会の議を経て、実験又は研究をもって、その講義の全部又は一部に代えることができる。</p>
<p>第10条の3 学生は、本研究科長の許可を得て、前期課程にあつては所属する専攻以外の専攻、他の研究科の前期課程又は学部の授業科目を、後期課程にあつては前期課程、他の研究科又は学部の授業科目を履修することができる。この場合には、その研究科又は学部の所定の手続によらなければならない。</p>	<p>第10条の3 学生は、本研究科長の許可を得て、前期課程にあつては所属する専攻以外の専攻、他の研究科の前期課程又は学部の授業科目を、後期課程にあつては前期課程、他の研究科又は学部の授業科目を履修することができる。この場合には、その研究科又は学部の所定の手続によらなければならない。</p>
<p>2 前項の規定により履修した授業科目で、<u>専門科目</u>として第18条第1項本文、第19条本文、第22条本文及び第23条本文の合計単位数に含めることのできるもの<u>並びに</u>その単位数は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が定める。</p>	<p>2 前項の規定により履修した授業科目で、<u>関連科目</u>として第22条本文及び第23条本文の合計単位数に含めることのできるもの<u>及び</u>その単位数は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が定める。</p>
<p>3 他の研究科の学生が、本研究科の授業科目の履修を願い出たときは、許可することがある。</p>	<p>3 他の研究科の学生が、本研究科の授業科目の履修を願い出たときは、許可することがある。</p>
<p>第18条 修士論文は、前期課程に1年以上在学し、<u>基盤科目、総合基礎科目、先端農学実践科目及び学術実践活動科目並びに所属専攻の専門科目</u>を合わせて16単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。ただし、指導教員の承認を得た場合には、在学期間が1年に満たなくても修士論文を提出することができる。</p>	<p>第18条 修士論文は、前期課程に1年以上在学し、<u>農学総合基礎科目並びに所属専攻の専門科目及び関連科目</u>を合わせて16単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。ただし、指導教員の承認を得た場合には、在学期間が1年に満たなくても修士論文を提出することができる。</p>
<p>2 前項の修士論文は、所定の期日までに本研究科長に提出</p>	<p>2 前項の修士論文は、所定の期日までに本研究科長に提出</p>

しなければならない。所定の期日までに提出しないときは、その学期内に審査を行わない。

第19条 博士論文は、後期課程に2年以上在学し、基盤科目、総合基礎科目、先端農学実践科目、学術実践活動科目、専門科目及び研修科目を合わせて9単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。ただし、指導教員の承認を得た場合には、在学期間が2年に満たなくても博士論文を提出することができる。

第22条 本研究科の前期課程を修了しようとする者は、同課程に2年以上在学し、基盤科目3単位、総合基礎科目4単位以上、先端農学実践科目及び学術実践活動科目を合わせて5単位以上、専門科目8単位以上並びに研修科目10単位の計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と本研究科委員会の議を経て、本研究科長が認めた場合には、1年以上(次条の規定により在学したものとみなされた期間を除く。)在学すれば足りるものとする。

第23条 本研究科の後期課程を修了しようとする者は、後期課程に3年以上在学し、基盤科目1単位、総合基礎科目、先端農学実践科目、学術実践活動科目及び専門科目を合わせて2単位以上並びに研修科目12単位の計15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と本研究科委員会の議を経て、本研究科長が認めた場合には、1年(2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

附 則(令和 年 月 日規第 号改正)

- 1 この規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学、進学、再入学、編入学、転科、転入学及び転専攻した者の授業科目、修士論文及び博士論文の提出要件並びに前期課程及び後期課程の修了要件については、改正後の第2条、第7条第2項、第10条の3第2項、第18条第1項、第19条、第22条及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

なければならない。所定の期日までに提出しないときは、その学期内に審査を行わない。

第19条 博士論文は、後期課程に2年以上在学し、専門科目、関連科目及び研修科目を合わせて14単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。ただし、指導教員の承認を得た場合には、在学期間が2年に満たなくても博士論文を提出することができる。

第22条 本研究科の前期課程を修了しようとする者は、同課程に2年以上在学し、農学総合基礎科目10単位以上並びに所属専攻の専門科目及び関連科目10単位以上及び研修科目10単位の計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と本研究科委員会の議を経て、本研究科長が認めた場合には、1年以上(次条の規定により在学したものとみなされた期間を除く。)在学すれば足りるものとする。

第23条 本研究科の博士課程を修了しようとする者は、後期課程に3年以上在学し、専門科目及び関連科目2単位以上並びに研修科目12単位以上の計14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と本研究科委員会の議を経て、本研究科長が認めた場合には、1年(2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

○東北大学大学院農学研究科履修内規（案）

平成17年12月27日

制定

改正 平成18年3月2日

平成19年3月1日

平成21年1月8日

平成22年1月7日

平成22年3月10日

平成24年1月12日

平成25年1月10日

平成26年6月12日

平成27年2月12日

平成28年2月12日

平成29年2月9日

平成30年3月8日

平成31年3月7日

令和2年3月5日

令和 年 月 日

（趣旨）

第1条 この内規は、東北大学大学院農学研究科規程（昭和30年1月1日制定。以下「規程」という。）第7条第3項の規定に基づき、東北大学大学院農学研究科（以下「本研究科」という。）において開設する授業科目、単位数及び履修方法について定めるものとする。

（授業科目、単位数及び履修方法）

第2条 本研究科において開設する授業科目、単位数及び履修方法は、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）にあつては別表第1に、後期3年の課程（以下「後期課程」という。）にあつては別表第2による。

附 則

- 1 この内規は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、この内規の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日において改正前の規程により適用されていた授業科目及び単位数とする。

附 則（平成18年3月2日改正）

- 1 この内規は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月1日改正）

- 1 この内規は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 平成18年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年1月8日改正）

- 1 この内規は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年1月7日改正）

- 1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月10日改正）

- 1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年1月12日改正）

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年1月10日改正）

- 1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年6月12日改正）

- 1 この内規は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月12日改正）

- 1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学・進学・編入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月12日改正）

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学・進学・編入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月9日改正）

- 1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学・進学・編入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の別

表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月8日改正）

- 1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学・進学・編入学した者については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月7日改正）

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学・進学・編入学した者については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月5日改正）

- 1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前に入学・進学・編入学した者については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 年 月 日改正）

- 1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学、進学、再入学、編入学、転科、転入学及び転専攻した者については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（前期課程）

研究科共通

授業科目		講義その他	単位数	備考
基盤科目	生命圏倫理学	講義又は演習	2	必修
	大学院農学研究科で学ぶ	〃	1	
総合基礎科目	生命機能物質分析特論	講義又は演習	2	4単位以上を選択履修すること。
	生物資源利用学	〃	2	
	生態学合同講義	〃	2	
	生化学合同講義	〃	4	
	植物生命科学合同講義	〃	2	
	水圏生物生産科学合同講義	〃	2	
	微生物科学合同講義	〃	2	
	農学データサイエンス演習	〃	2	
	International Development Studies（国際開発学）	〃	2	

	Food Economics (食料経済学)	〃	2	
先端農学実践科目	食の安全	講義又は演習	2	5単位以上を選択履修すること。
	Food & Agricultural Immunology Joint Lecture	〃	2	
	災害復興合同講義	〃	1	
	スマート農業入門	〃	1	
	生物多様性共生学	〃	2	
	知財と産業開発	〃	2	
学術実践活動科目	実践科学英語	講義又は演習	2	
	国際活動実習	実習	2	
	インターンシップ実習	〃	2	

生物生産科学専攻

	授業科目	講義その他	単位数	備考
専門科目	生物共生科学特論	講義又は演習	2	8単位以上（規程第10条の3第2項に基づき、研究科委員会において専門科目として認められたもの（以下「関連科目」という。）の修得単位を含む。）を選択履修すること。
	作物生産学特論	〃	2	
	園芸生産システム学特論	〃	2	
	土壌学特論	〃	2	
	栽培植物環境科学特論	〃	2	
	環境適応植物工学特論	〃	2	
	応用昆虫学特論	〃	2	
	植物育種学特論	〃	2	
	植物病理学特論	〃	2	
	動物環境管理微生物学特論	〃	2	
	動物遺伝育種学特論	〃	2	
	動物生理科学特論	〃	2	
	草地科学特論	〃	2	
	動物生殖科学特論	〃	2	
	動物機能形態学特論	〃	2	
	動物栄養生化学特論	〃	2	
	動物微生物学特論	〃	2	
	動物食品機能学特論	〃	2	
	水圏動物生理学特論	〃	2	
	水圏資源生態学特論	〃	2	
水圏植物生態学特論	〃	2		

	水産資源化学特論	〃	2	
	沿岸環境生物学特論	〃	2	
	生物海洋学特論	〃	2	
	海洋生命遺伝情報学特論	〃	2	
	環境経済学特論	〃	2	
	地域資源計画学特論	〃	2	
	複合生態フィールド制御学 特論	〃	1	
	国際開発学特論	〃	2	
	農業経営学特論	〃	2	
	農林水産政策学特論	〃	2	
	資源環境経済学特別演習Ⅰ	演習	1	
	資源環境経済学特別演習Ⅱ	〃	1	
	複合生態フィールド科学専 門実習	実習	2	
研修科目	修士論文研修	講義又は実験	10	必修

農芸化学専攻

	授業科目	講義その他	単位数	備考
専門科目	植物機能科学特論	講義又は演習	2	8単位以上（関連科目 の修得単位を含む。） を選択履修すること。
	分子細胞生物学特論	〃	2	
	微生物学特論	〃	2	
	生物有機化学特論	〃	2	
	天然物合成化学特論	〃	2	
	食品化学特論	〃	2	
	栄養生理学特論	〃	2	
	食品機能分析学特論	〃	2	
	天然物生命化学特論	〃	2	
	食品機能開発学特論	〃	2	
研修科目	修士論文研修	講義又は実験	10	必修

別表第2（後期課程）

	授業科目	講義その他	単位数	備考
基盤科目	研究倫理学	講義又は演習	1	必修
総合基礎科目	農学データサイエンス 演習	講義又は演習	2	2単位以上（関連科目の 修得単位を含む。）を 選択履修すること。
	先端農学実践科目	食の安全	講義又は演習	
	Food & Agricultural	〃	2	

	Immunology Joint Lecture			
	災害復興合同講義	〃	1	
	スマート農業入門	〃	1	
	生物多様性共生学	〃	2	
	知財と産業開発	〃	2	
学術実践活動科目	実践科学英語	講義又は演習	2	
	国際活動実習	実習	2	
	インターンシップ実習	〃	2	
専門科目	生体分子化学	講義又は演習	2	
	International Food & Agricultural Immunology Lecture (食と農免疫国際講義)	〃	2	
研修科目	基幹講座研修	演習	6	必修
	博士論文研修	演習	6	必修

変更事項を記載した書類
(東北大学大学院農学研究科履修内規 (案))

[変更の事由]

農学研究科の資源生物学専攻、応用生命科学専攻及び生物産業創成科学専攻を廃止し、新たに生物生産科学専攻及び農芸化学専攻を設置するため。

[変更点]

農学研究科の生物生産科学専攻及び農芸化学専攻において開設する授業科目、単位数、履修方法等について定める。

東北大学大学院農学研究科履修内規現行改正案新旧対照表（関係部分）

改正後	改正前																																			
<p style="text-align: center;"><u>附 則(令和 年 月 日改正)</u></p> <p>1 <u>この内規は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>令和3年度以前に入学、進学、再入学、編入学、転科、転入学及び転専攻した者については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p>別表第1(前期課程)</p>	<p>別表第1(前期課程)</p> <p style="text-align: center;">研究科共通</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">授業科目</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">講義その他</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">単位数</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top;"><u>農学総合基礎科目</u></td> <td><u>生命機能物質分析特論</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td rowspan="10" style="vertical-align: top;">10単位以上を選択履修すること。</td> </tr> <tr> <td><u>先端産業開発論</u></td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td><u>食・農アセスサイエンス</u></td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td><u>Food&Agricultural Immunology Joint Lecture(食と農免疫合同講義)</u></td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td><u>生命共生科学</u></td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td><u>生物資源利用学</u></td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td><u>生命圏倫理学</u></td> <td style="text-align: center;">//</td> <td style="vertical-align: bottom;">必修</td> </tr> <tr> <td><u>生態学合同講義</u></td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td><u>生化学合同講義</u></td> <td style="text-align: center;">//</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td><u>植物生命科学合同講義</u></td> <td style="text-align: center;">//</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td><u>植物細胞生物学合同講義</u></td> <td style="text-align: center;">//</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> </tbody> </table>				授業科目	講義その他	単位数	備考	<u>農学総合基礎科目</u>	<u>生命機能物質分析特論</u>	<u>2</u>	10単位以上を選択履修すること。	<u>先端産業開発論</u>	//	<u>食・農アセスサイエンス</u>	//	<u>Food&Agricultural Immunology Joint Lecture(食と農免疫合同講義)</u>	//	<u>生命共生科学</u>	//	<u>生物資源利用学</u>	//	<u>生命圏倫理学</u>	//	必修	<u>生態学合同講義</u>	//	<u>生化学合同講義</u>	//	6	<u>植物生命科学合同講義</u>	//	2	<u>植物細胞生物学合同講義</u>	//	2
授業科目	講義その他	単位数	備考																																	
<u>農学総合基礎科目</u>	<u>生命機能物質分析特論</u>	<u>2</u>	10単位以上を選択履修すること。																																	
	<u>先端産業開発論</u>	//																																		
	<u>食・農アセスサイエンス</u>	//																																		
	<u>Food&Agricultural Immunology Joint Lecture(食と農免疫合同講義)</u>	//																																		
	<u>生命共生科学</u>	//																																		
	<u>生物資源利用学</u>	//																																		
	<u>生命圏倫理学</u>	//		必修																																
	<u>生態学合同講義</u>	//																																		
	<u>生化学合同講義</u>	//		6																																
	<u>植物生命科学合同講義</u>	//		2																																
<u>植物細胞生物学合同講義</u>	//	2																																		

義		
水圏生物生産科学合同講義	〃	2
微生物科学合同講義	〃	2
災害復興合同講義 I	〃	1
災害復興合同講義 II	〃	1
実践科学英語	〃	2
International Development Studies(国際開発学)	〃	2
Food Economics(食料経済学)	〃	2

資源生物科学専攻

	授業科目	講義その他	単位数	備考
専門科目	生物共生科学特論	講義又は演習	2	10単位以上を選択履修すること。
	作物生産学特論	〃	2	
	園芸生産システム学特論	〃	2	
	土壌立地学特論	〃	2	
	火山灰土壌学特論	〃	2	
	環境システム微生物学特論	〃	2	
	動物遺伝育種	〃	2	

学特論		
動物生理科学 特論	〃	2
水圏動物生理 学特論	〃	2
水圏資源生態 学特論	〃	2
水圏植物生態 学特論	〃	2
水産資源化学 特論	〃	2
資源環境経済 学特別演習Ⅰ	演習	1
資源環境経済 学特別演習Ⅱ	〃	1
環境経済学特 論	講義又 は演習	2
国際開発学特 論	〃	2
農業経営経済 学特論	〃	2
水族生物学特 論	〃	2
栽培植物環境 科学特論	〃	2
複合生態フィ ールド制御学 特論	〃	1
複合生態フィ ールド科学専 門実習	実習	2
フィールド社 会技術学特論	講義又 は演習	2
農林水産政策 学特論	〃	2
インターンシ	演習	2

	ップ演習			
関連科目	本研究科委員会において関連科目として認めたもの (上限を10単位とする)	講義又は演習	10	
研修科目	特別研修A	実験又は演習	10	必修

応用生命科学専攻

	授業科目	講義その他	単位数	備考
専門科目	環境適応生物学特論	講義又は演習	2	10単位以上を選択履修すること。
	生物海洋学特論	〃	2	
	生物制御機能学特論	〃	2	
	草地科学特論	〃	2	
	植物育種学特論	〃	2	
	植物細胞生物学特論	〃	2	
	植物栄養生理学特論	〃	2	
	植物病理学特論	〃	2	
	植物病態生理学特論	〃	2	
	動物生殖科学特論	〃	2	
	組織細胞機能学特論	〃	2	
	動物栄養生物学特論	〃	2	

	分子細胞生物学特論	〃	2	
	インターンシップ演習	演習	2	
関連科目	本研究科委員会において関連科目として認めたもの (上限を10単位とする)	講義又は演習	10	
研修科目	特別研修A	実験	10	必修

生物産業創成科学専攻

授業科目		講義その他	単位数	備考
専門科目	応用微生物学特論	講義又は演習	2	10単位以上を選択履修すること。
	動物微生物学特論	〃	2	
	動物資源化学特論	〃	2	
	食品化学特論	〃	2	
	栄養生理学特論	〃	2	
	機能分子解析学特論	〃	2	
	天然物生命化学特論	〃	2	
	生物有機化学特論	〃	2	
	天然物合成化学特論	〃	2	
	遺伝子情報システム学特論	〃	2	
	海洋生命遺伝情報システム	〃	2	

	学特論			
	食品機能開発学特論	〃	2	
	テラヘルツ生物工学特論	〃	2	
	インターンシップ演習	演習	2	
関連科目	本研究科委員会において関連科目として認めたもの(上限を10単位とする)	講義又は演習	10	
研修科目	特別研修A	実験	10	必修

研究科共通

授業科目		講義その他	単位数	備考
基盤科目	生命圏倫理学	講義又は演習	2	必修
	大学院農学研究科で学ぶ	〃	1	
総合基礎科目	生命機能物質分析特論	講義又は演習	2	4単位以上を選択履修すること。
	生物資源利用学	〃	2	
	生態学合同講義	〃	2	
	生化学合同講義	〃	4	
	植物生命科学合同講義	〃	2	
	水圏生物生産科学合同講義	〃	2	
	微生物科学合同講義	〃	2	
	農学データサイエンス演習	〃	2	
	International Development Studies (国際開発学)	〃	2	
Food Economics (食料経済学)	〃	2		
先端農	食の安全	講義又は	2	5単位

学実践 科目		演習		以上を 選択履 修する こと
	Food & Agricultural Immunology Joint Lecture	//	2	
	災害復興合同講義	//	1	
	スマート農業入門	//	1	
	生物多様性共生学	//	2	
	知財と産業開発	//	2	
	学術実 践活動 科目	実践科学英語	講義又は 演習	
国際活動実習		実習	2	
インターンシップ 実習		//	2	

生物生産科学専攻

	授業科目	講義その 他	単 位 数	備考
専 門 科 目	生物共生科学特論	講義又は 演習	2	8 単位 以上(規 程第 10 条の 3 第 2 項 に基づ き、研究 科委員 会にお いて専 門科目 として 認めた もの(以 下「関連 科目」と いう。) の修得 単位を 含む。)を 選択履 修す ること。
	作物生産学特論	//	2	
	園芸生産システム 学特論	//	2	
	土壌学特論	//	2	
	栽培植物環境科学 特論	//	2	
	環境適応植物工学 特論	//	2	
	応用昆虫学特論	//	2	
	植物育種学特論	//	2	
	植物病理学特論	//	2	
	動物環境管理微生 物学特論	//	2	
	動物遺伝育種学特 論	//	2	
	動物生理科学特論	//	2	
	草地科学特論	//	2	
	動物生殖科学特論	//	2	
	動物機能形態学特 論	//	2	
	動物栄養生化学特 論	//	2	
動物微生物学特論	//	2		
動物食品機能学特 論	//	2		
水圏動物生理学特 論	//	2		

	水圏資源生態学特論	〃	2	
	水圏植物生態学特論	〃	2	
	水産資源化学特論	〃	2	
	沿岸環境生物学特論	〃	2	
	生物海洋学特論	〃	2	
	海洋生命遺伝情報学特論	〃	2	
	環境経済学特論	〃	2	
	地域資源計画学特論	〃	2	
	複合生態フィールド制御学特論	〃	1	
	国際開発学特論	〃	2	
	農業経営学特論	〃	2	
	農林水産政策学特論	〃	2	
	資源環境経済学特別演習Ⅰ	演習	1	
	資源環境経済学特別演習Ⅱ	〃	1	
	複合生態フィールド科学専門実習	実習	2	
研修科目	修士論文研修	講義又は実験	10	必修

農芸化学専攻

授業科目		講義その他	単位数	備考
専門科目	植物機能科学特論	講義又は演習	2	8 単位以上(関連科目の修得単位を含む。)を選択履修すること。
	分子細胞生物学特論	〃	2	
	微生物学特論	〃	2	
	生物有機化学特論	〃	2	
	天然物合成化学特論	〃	2	
	食品化学特論	〃	2	
	栄養生理学特論	〃	2	
	食品機能分析学特論	〃	2	
	天然物生命化学特論	〃	2	
	食品機能開発学特論	〃	2	

研修科目	修士論文研修	講義又は 実験	10	必修
------	--------	------------	----	----

別表第2(後期課程)

別表第2(後期課程)

授業科目	講義その他	単位数	備考	
専門科目	資源生物遺伝育種学	講義又は演習	2	2単位以上を選択履修すること。
	生体分子化学	〃	2	
	International Food&Agricultural Immunology Lecture(食と農免疫国際講義)	〃	2	
関連科目	本研究科委員会において関連科目として認めたもの	講義又は演習	… … …	
研修科目	特別研修B	演習	6	必修
	先端農学研修	実験	6	必修

授業科目	講義その他	単位数	備考	
基盤科目	研究倫理学	講義又は演習	1	必修
総合基礎科目	農学データサイエンス演習	講義又は演習	2	2 単位以上 (関連科目の修得単位を含む。)を選択履修すること。
先端農学実践科目	食の安全	講義又は演習	2	
	Food & Agricultural Immunology Joint Lecture	〃	2	
	災害復興合同講義	〃	1	
	スマート農業入門	〃	1	
	生物多様性共生学	〃	2	
知財と産業開発	〃	2		
学術実践活動科目	実践科学英語	講義又は演習	2	
	国際活動実習	実習	2	
	インターンシップ	〃	2	

	<u>実習</u>			
<u>専門科目</u>	<u>生体分子化学</u>	<u>講義又は演習</u>	<u>2</u>	
	<u>International Food & Agricultural Immunology Lecture (食と農免疫国際講義)</u>	<u>//</u>	<u>2</u>	
<u>研修科目</u>	<u>基幹講座研修</u>	<u>演習</u>	<u>6</u>	<u>必修</u>
	<u>博士論文研修</u>	<u>演習</u>	<u>6</u>	<u>必修</u>

○東北大学教授会通則

平成12年2月15日

規第4号

改正 平成13年3月31日規第65号

平成14年4月1日規第38号

平成15年4月1日規第19号

平成16年4月1日規第102号

平成19年4月1日規第36号

平成20年3月31日規第57号

平成27年3月23日規第18号

平成30年5月8日規第75号

東北大学教授会通則（昭和37年規第57号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 東北大学の大学院の各研究科、各学部及び各附置研究所に教授会を置く。

（構成）

第2条 研究科の教授会（国際文化研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科及び医工学研究科の教授会を除く。）は、当該研究科の専任の教授及び当該研究科を組織する学部の附属教育研究施設の専任の教授をもって構成する。

2 前項の教授会には、当該教授会の議を経て、当該研究科の専任の准教授若しくは講師又は当該研究科を組織する学部の附属教育研究施設の専任の准教授若しくは講師を加えることができる。

3 第1項の教授会は、学位授与の審議に関し必要があると認めるときは、前二項の規定による構成員以外の当該研究科の研究科担当教員であり、かつ、当該学位論文の審査委員に委嘱された者を、その都度その構成に加えることができる。

第3条 国際文化研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科及び医工学研究科の教授会は、当該研究科の専任の教授及び当該研究科の協力講座に属する専任の教授である研究科担当教員をもって構成する。

2 前項の教授会には、当該教授会の議を経て、当該研究科の専任の准教授若しくは講師又は当該研究科の協力講座に属する専任の准教授若しくは講師である研究科担当教員を加えることができる。

3 第1項の教授会は、特に必要がある場合は、当該教授会の議を経て、当該研究科の兼務の教授、准教授若しくは講師又は当該研究科の協力講座に属する兼務の教授、准教授若しくは講師である研究科担当教員を加えることができる。

4 前条第3項の規定は、第1項の教授会が学位授与の審議をする際の構成について準用する。この場合において、同条第3項中「前二項」とあるのは「前三項」と読み替えるものとする。

第4条 学部の教授会は、当該学部の専任の教授及び学科目を兼担する教授をもって構成する。

2 前項の教授会には、当該教授会の議を経て、当該学部の専任の准教授若しくは講師又は学科目を兼担する准教授若しくは講師を加えることができる。

第5条 附置研究所の教授会は、当該附置研究所の専任の教授をもって構成する。

2 前項の教授会には、当該教授会の議を経て、当該附置研究所の専任の准教授又は講師を加えることができる。

3 第1項の教授会は、特に必要がある場合は、当該教授会の議を経て、当該附置研究所の兼務の教授、准教授又は講師を加えることができる。

第6条 削除

(審議事項等)

第7条 研究科及び学部の教授会は、次の各号に掲げる事項について、附置研究所の教授会は、第1号から第4号まで、第9号及び第10号に掲げる事項について審議する。

一 当該教授会を置く組織に係る中期目標についての意見に関する事項

二 当該教授会を置く組織の中期計画及び年度計画に関する事項

三 当該教授会を置く組織の規程等の制定又は改廃に関する事項

四 当該教授会を置く組織の教員の人事に関する事項

五 研究科又は学部の教育課程の編成に関する事項

六 研究科又は学部の学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

七 研究科又は学部の学生の入学、卒業、課程の修了、再入学、進学、編入学、転学部、転科、転入学及び除籍並びに休学及び復学を命ずる場合その他その在籍に関する事項

八 研究科又は学部の学生の学位の授与に関する事項

九 当該教授会を置く組織の教育研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

十 その他当該教授会を置く組織の教育研究に関する事項

2 教授会は、前項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして総長が定める事項

二 学内規程により総長が決定を行うに当たり当該教授会の意見を聴くことが必要なものとして定められた事項

三 学内規程により当該教授会の権限に属せられた事項（前号に掲げる事項を除く。）

四 総長の諮問した事項

3 前二項に規定する事項のうち、研究科及び学部が一体的に運営される部局における研究科及び学部に通ずる事項については、研究科の教授会において審議するものとする。

4 研究科及び学部の教授会は、第1項第3号（規程の制定及び改廃に関する事項に限る。）、第4号、第7号（研究科又は学部の学生の入学、卒業、課程の修了、再入学、進学、編入学、転入学、転学部、転科及び除籍並びに休学及び復学を命ずる場合に関する事項に限る。）、第8号並びに第2項第1号及び第2号に掲げる教育研究に関する重要な事項について、附置研究所の教授会は、第1項第3号（規程の制定及び改廃に関する事項に限る。）及び第4号並びに第2項第1号及び第2号に掲げる教育研究に関する重要な事項について、当該教授会を置く組織の長を通じて総長に意見を述べるものとする。

5 教授会は、前項の規定により総長に意見を述べるもののほか、総長又は当該教授会を置く組織の長（以下この項において「総長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について、総長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（議長）

第8条 教授会の議長は、研究科長、学部長又は附置研究所長をもって充て、教授会を主宰する。

2 研究科長、学部長又は附置研究所長が欠けたとき又は事故があるときは、教授会があらかじめ指定した者が前項の職務を代行する。

（構成員以外の者の出席）

第9条 研究科長、学部長又は附置研究所長は、必要があると認めるときは、教授会の同意を得て、教授会の構成員以外の者を教授会に出席させることができる。

（代議員会等）

第10条 教授会は、その定めるところにより、教授会の構成員のうちの一部の者をもって構成する代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

（議事録の作成）

第11条 研究科長、学部長又は附置研究所長は、教授会の議事録を作り、次回以後の教授会に提出してその承認を得なければならない。

（補則）

第12条 この通則に定めるもののほか、議事の手続きその他教授会の運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この通則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月31日規第65号改正）

この通則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日規第38号改正）

この通則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規第19号改正）

この通則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規第102号改正）

この通則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規第36号改正）

1 この通則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この通則施行の際現に改正前の第2条第2項、第3条第2項及び第3項、第3条の2第2項及び第3項、第3条の3第2項及び第3項、第4条第2項並びに第5条第2項及び第3項の規定により教授会の構成に加わっている者（助教授に限る。）で、この通則の施行の日に准教授として任用されるものは、それぞれ改正後の第2条第2項、第3条第2項及び第3項、第3条の2第2

項及び第3項、第3条の3第2項及び第3項、第4条第2項並びに第5条第2項及び第3項の規定により教授会の構成に加えられたものとみなす。

附 則（平成20年3月31日規第57号改正）

この通則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日規第18号改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月8日規第75号改正）

この通則は、平成30年5月8日から施行し、改正後の第1条、第7条第1項及び第4項、第8条、第9条並びに第11条の規定並びに第3条の2及び第3条の3を削る改正規定は、平成30年4月1日から適用する。

○東北大学大学院農学研究科教授会内規

平成11年4月1日

制定

改正 平成12年3月9日

平成13年3月8日

平成14年3月7日

平成16年4月15日

平成16年6月17日

平成16年9月9日

平成19年4月12日

平成21年1月8日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学教授会通則（平成12年規第4号。以下「教授会通則」という。）

第12条の規定に基づき、東北大学大学院農学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議事
手続その他教授会の運営について定めるものとする。

(構成)

第2条 教授会は、東北大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）の専任の教授及び准教
授（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(審議事項)

第3条 教授会は、教授会通則第7条に規定する事項について審議する。

(議長)

第4条 教授会の議長は、東北大学大学院農学研究科長（以下「研究科長」という。）をもって充
て、教授会を主宰する。

2 研究科長が欠けたとき又は事故があるときは、教授会があらかじめ指名した者が前項の職務を
代行する。

(開催)

第5条 教授会は、原則として、4月、6月、9月、11月、1月、2月及び3月の第2木曜日に
定例開催するものとする。

2 研究科長が必要と認める場合は、臨時に教授会を招集することができる。

3 研究科長は、構成員（休職者及び1カ月以上の出張者等を除く。）の3分の1以上の要求があ
るときは、教授会を招集しなければならない。

(定足数)

第6条 教授会は、この内規及び別に定めのある場合を除き、構成員の3分の2以上の出席がなけ
れば、会議を開き、議決することができない。

2 海外出張者、療養者及び休職者は、前項の構成員の数に含めない。（以下同じ。）

(議案)

第7条 研究科長は、教授会の議案を定め、あらかじめ構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 構成員は、議案を発議することができる。

3 前項の場合において、研究科長は、その議案の採択について出席した構成員の同意を得なければならない。

(議決)

第8条 教授会の議事は、この内規及び別に定めのあるもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

第9条 教授会が必要と認めた場合は、第3条に掲げる審議事項について調査審議させるため、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、研究科長が委嘱する。

(構成員以外の者の出席)

第10条 研究科長は、必要があると認めるときは、教授会の同意を得て、構成員以外の者を教授会へ出席させることができる。

(議事録)

第11条 研究科長は、教授会の議事録を作成し、次回以後の教授会に報告してその承認を得なければならない。

第2章 研究科長候補者の選出

(選出)

第12条 教授会は、東北大学大学院農学研究科及び農学部組織運営規程（平成16年規第140号）及び東北大学大学院農学研究科長候補者選考内規（平成16年9月9日制定）に基づき、研究科長候補者を選出する。

第3章 評議員候補者の選出

(選出)

第13条 評議員の候補者は、専任教授のうちから教授会が選挙によって選出する。ただし、当該専任教授が評議員となった場合の任期の末日が、国立大学法人東北大学職員就業規則（平成16年規第46号）第22条第1号に規定する定年年齢に達した日以後における最初の3月31日後となる者については、評議員の候補者の資格を有さない。

2 前項ただし書の規定は、再任の場合の評議員の候補者の選考については、適用しない。

(任期)

第14条 評議員の任期は、2年とする。ただし、評議員が欠けた場合における補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、1回に限り重任することができる。

(選挙期日)

第15条 選挙は、評議員の任期満了の日から起算して、1月以前に行うものとする。

2 研究科長は、選挙の日時を定め、その2週間以前に構成員に報告しなければならない。

3 評議員が任期中に欠けたとき、又は辞任することを教授会が同意したときは、そのときから3週間以内に選挙を行う。

4 研究科長は、前項の選挙の日時を定め、すみやかに構成員に通告しなければならない。

(選挙)

第16条 選挙は、投票によって行う。投票は単記無記名とし、投票の過半数を得た者を候補者とする。

2 選挙当日、やむを得ない事由によって選挙に参加することのできない者は、その旨を研究科長又は先任評議員に届け出て、第1回の投票に限り不在投票をすることができる。

3 投票の過半数を得た者がいないときは、得票数第2位までの者については決選投票を行う。

4 決選投票においては、得票数第1位の者を候補者とする。ただし、得票数第1位の者が2人以上あるときは、年長者を候補者とする。

第4章 雑則

(雑則)

第17条 この内規の疑義は、教授会が決する。

2 この内規に定めるもののほか、教授会の議事及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

3 この内規の改正は、教授会が行う。

附 則

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月9日改正)

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月8日改正)

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月7日改正)

この内規は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月15日改正)

この内規は、平成16年4月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年6月17日改正)

この内規は、平成16年6月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年9月9日改正)

この内規は、平成16年9月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年4月12日改正)

この内規は、平成19年4月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年1月8日改正)

この内規は、平成21年1月8日から施行する。